

6 水推第 3 8 7 号  
令和 6 年 6 月 1 1 日

水産政策審議会

会長 佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項及び第 46 条第 2 項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第 9 条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について(諮問第 453 号)

別紙の公示案により、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)第 30 条において準用する漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 42 条第 3 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



○農林水産省告示第□□□号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三三号）第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第四十二条第一項及び第四十六条第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）第九条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和六年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

- 1 -

## 一 制限措置の内容

### （一） 許可をすべき水産動植物の総量

にほんうなぎ 21.7 トン

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 3.5 トン

### （二） 養殖場の総面積

3 平方メートル以上

### （三） 養殖場の数

にほんうなぎ 445

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 409

国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 36

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 66

二 許可を申請すべき期間

令和6年6月29日から同年9月30日まで

三 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和6年11月1日から令和7年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならない養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場

1 農林水産大臣は、現に当該指定養殖業の許可を受けている者（以下「実績を有する者」という。）が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の

数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、一（一）の水産動植物の総量又は一（三）の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、（一）1の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たに許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と（一）1の申請に係る許可の数量の合計が一（一）の水産動植物の総量に、又は一（三）の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

(二) 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場

(一) 1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定するものとする。

この方法により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

#### 備考

- 1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないうなぎの量とする。
- 2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ 21.7 トン（一（一）に定めるにほんうなぎの総量）及び 445（一（三）に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5 トン（一（一）に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量）及び 103（一（三）に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の数の総数）を超えない範囲で行うことができる。
- 4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。
  - 一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類（以下「出荷書類」という。）を交付しなければならない。
  - 二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。
  - 三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る

出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にはんうなぎ以外の種のをなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

## 内水面漁業の振興に関する法律第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項及び第 46 条第 2 項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則第 9 条の規定に基づくうなぎ養殖業の公示案について

### 1. 趣旨

うなぎ養殖業は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項及び内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成 26 年政令第 324 号）第 1 条において、農林水産大臣の許可を受けなければならないとされているところである。このため、令和 6 年 11 月 1 日からの公示に基づく許可について、法第 30 条において準用する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 42 条第 1 項及び第 46 条第 2 項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 43 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間並びに許可の基準等を定める。

### 2. 概要

#### (1) 制限措置の内容（法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項）

##### ① 許可をすべき水産動植物の総量

うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動植物の総量については、うなぎの国際的資源保護・管理に係る 4 か国・地域による共同声明の考え方を継続することが確認されたことから、前漁期と同等に、にほんうなぎについては 21.7 トン、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては 3.5 トンとする。

##### ② 養殖場の総面積

上述の国際的資源保護・管理の下、限られたうなぎ資源を有効に活用し、うなぎ養殖業を持続的に営んでいくためには、一定規模以上の水面が必要であることから、養殖場の総面積は 3 平方メートル以上とする。

##### ③ 養殖場の数

養殖することができるシラスウナギの総量が定まっているにもかかわらず、養殖場の数が無制限に増加することは、経営体の規模縮小による経営基盤の脆弱化につながるおそれがあり、これを防ぐ必要があること等を踏まえ、許可をするにほんうなぎ及びにほんうなぎ以外の種のうなぎの養殖場の総数については次のとおりとする。

にほんうなぎ 445

うち

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 409</li> <li>・国内で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）のみを養殖する養殖場 36</li> </ul>	}
--	---

にほんうなぎ以外の種のうなぎ 103

うち

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 66</li> <li>・既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 37</li> </ul>	}
---	---

#### (2) 許可の申請期間（法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 1 項）

申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえ、許可を申請すべき期間は、令和 6 年 6 月 29 日から同年 9 月 30 日までとする。

### (3) 許可の有効期間（法第30条において準用する漁業法第46条第2項）

今後の国際協議の結果等によって許可をすべき水産動植物の総量が変わる可能性があること等を踏まえ、許可の有効期間を1年間とする（令和6年11月1日～令和7年10月31日）。

### (4) 水産動植物の数量及び養殖場の数に係る許可の基準

#### ① 国内で一度も養殖されたことのないうなぎを養殖する養殖場（規則第9条）

現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、法第30条において準用する漁業法第42条第5項に基づき、その申請に係る水産動植物の数量（当該許可において定められた数量に限る。）に対して、他の申請に優先して許可する。

この許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(1)①水産動植物の総量又は③養殖場の数の総数を下回る場合、その差の範囲内において、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定める。

この際、新たに許可を行う養殖場に対して許可する水産動植物の数量は1キログラムとし、(1)①水産動植物の総量又は③養殖場の数の総数に達するまで許可を行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

#### ② 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場（規則第9条）

現にうなぎ養殖業の許可を受けた者が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、法第30条において準用する漁業法第42条第5項に基づき、他の申請に優先して許可する。

この許可による養殖場の数の合計が、(1)③養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を定める。

この方法により許可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定める。

#### ③ 許可に係る条件（法第30条において準用する漁業法第42条第1項）

既養殖うなぎについては、許可において定める養殖することができる量に含まれないため、他のうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合には、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととする。

また、にほんうなぎ以外の種のうなぎについて、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じることを許可の条件として付すこととする。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公示日	令和6年6月28日
許可の申請期間	令和6年6月29日～同年9月30日
許可日	令和6年11月1日

## うなぎ養殖業における養殖するうなぎの量の制限の取組み経過

### 【4カ国・地域における国際的な資源管理】

- うなぎの国際的資源保護・管理に係る第7回非公式協議において、以下のとおりうなぎ池入れ量に制限を講じること等を内容とする共同声明を発出（平成26年9月17日）

にほんうなぎ：直近（平成26年漁期）の池入れ量から20%削減  
その他の種のうなぎ：近年（3カ年）の池入れ量より増やさない

### 【平成27年漁期（平成26年11月～平成27年10月）】

- 共同声明の遵守を図るため、届出制度の下で、うなぎ養殖業者ごとに池入れ数量の上限を設定するためのガイドラインを制定し、ガイドラインに基づき配分された数量を以て、その数量の範囲内で自主的な取組みとして池入れ制限を実施

### 【平成28年漁期（平成27年11月～平成28年10月）

～令和7年漁期（令和6年11月～令和7年10月）】

- 毎年開催されるウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協議において、次年度漁期のウナギ池入れ数量の上限を前漁期と同等とすることを確認
- 許可制度により、池入れ量を管理



- 一 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（抄） ..... 1
- 二 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄） ..... 2
- 三 内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）（抄） ..... 2
- 四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄） ..... 3

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三〇号）（抄）

（指定養殖業の許可）

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要がある、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（漁業法の準用）

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章第一節（第三十六条から第三十九条まで、第四十三条、第四十五条第一号、第五十条及び第五十二条を除く。）並びに第七十五條並びに第七十七條第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項、第三項前段及び第四項から第十項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「大臣許可漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第四十二条第一項中「船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量（以下単に「総量」という。）及び養殖場の総面積」と、同法第五項中「船舶の数」とあるのは「水産動植物の量の合計が」と、「船舶の数」とあるのは「総量」と、「場合においては」とあるのは「場合において、その申請のうちに現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る

養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは」と、「申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする」とあるのは「その申請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならぬ」と、同法第四十四条第一項及び第二項、第四十六条第二項並びに第五十五条第一項中「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（抄）

（指定養殖業の指定）

第一条 内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

○ 内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）（抄）

（指定養殖業の制限措置）

第五条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量
- 二 養殖場の総面積
- 三 養殖場の数

（許可をすべき者の決定）

第九条 法第三十条において準用する漁業法第四十二条第五項又は第六項の規定により許可をする者を定めなるときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及び当該指定養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第十条 法第三十条において準用する漁業法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

○ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) (抄) (内水面漁業の振興に関する法律第三十条等による読替え後の条文)

(新規の許可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可(第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該指定養殖業を営む者の数、当該指定養殖業に係る養殖場の数及びその養殖業の実態その他の事情を勘案して、許可をすべき指定養殖業に係る水産動植物の総量(以下単に「総量」という。)及び養殖場の総面積その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可を申請した者(次項において「申請者」という。)に対しては、農林水産大臣は、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

5 前項の規定により許可をすべき水産動植物の量の合計が第一項の規定により公示した総量を超える場合において、その申請のうち現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、当該許可において定められた水産動植物の量について、他の申請に優先して許可をしなければならない。

6 前項の規定により許可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可をする者を定めるものとする。

(許可の有効期間)

第四十六条 許可の有効期間は、養殖業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

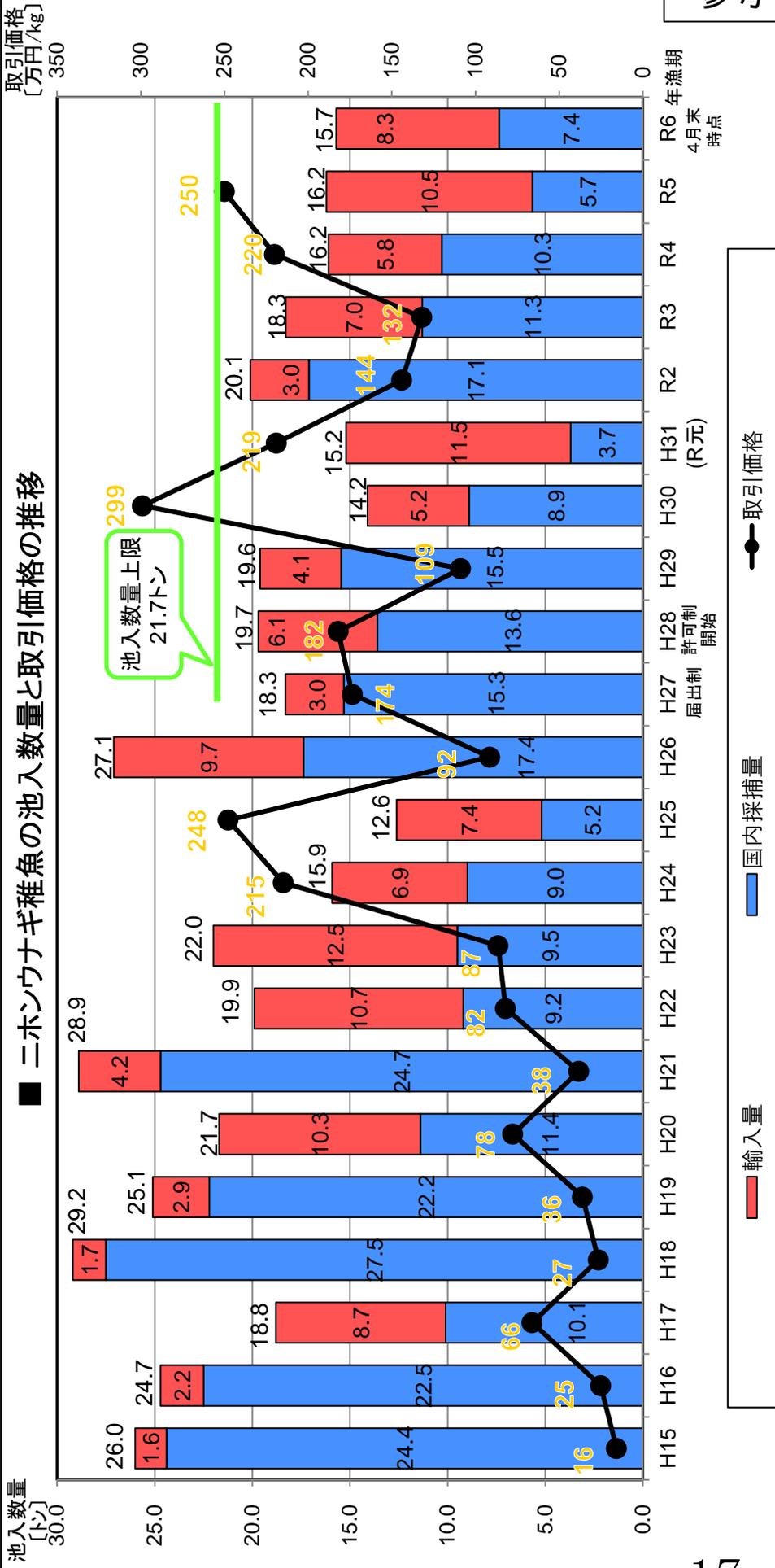
2 農林水産大臣は、内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。



# ニホンウナギ稚魚（シラスウナギ）の池入れ動向について

- シラスウナギの国内採捕量には年変動があり、国内採捕量が不足した場合は輸入で補っている。
- 養鰻業者は、シラスウナギの採捕状況・取引価格や在池量(残鰻量)等を勘案して池入れを決定する。
- 今漁期(令和5年11月～翌年4月末日現在)は、昨漁期に比べ、国内の一部地域において採捕は好調であったものの、主要産地である中国においての採捕量が低調であったことから輸入量が減少したことにより、池入数量は昨漁期実績(16.2トン)をやや下回る見込み。

■ ニホンウナギ稚魚の池入数量と取引価格の推移



注1:各年漁期の池入数量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成15～25年漁期までの池入数量は業界調べ、平成26～令和6年漁期の池入数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。  
 注2:輸入量は、貿易統計の「うなぎ(養魚用の稚魚)」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入数量から輸入量を差し引いて算出。

## 令和6年漁期 道府県別にほんうなぎ稚魚の池入れ実績

	許可件数	池入割当量 (単位:トン)	池入れ数量(単位:トン)															
			令和5年 11月	令和5年 12月	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 漁期合計			
1 千葉県	3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2 静岡県	56	2.3	0.0	0.0	0.2	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.4
3 愛知県	122	5.0	0.0	0.4	1.0	0.4	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	3.6
4 三重県	7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
5 徳島県	29	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6 香川県	18	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
7 高知県	21	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
8 福岡県	18	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9 大分県	11	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
10 熊本県	13	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
11 宮崎県	45	3.6	0.0	0.3	1.1	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	2.9
12 鹿児島県	65	8.2	0.0	0.4	2.2	1.6	2.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	6.9
13 その他(21道府県)	40	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
全国計	448	21.7	0.0	1.2	4.7	3.3	4.5	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の府県及び池入割当量が0.1tに満たない府県である。

注2:許可件数は、令和5年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

令和6年漁期 道府県別にほんうなぎ以外の種のうなぎ種苗池入れ実績

	許可件数	令和6年漁期の池入割当量		池入れ数量 ※数量(単位:トン)は、シラス換算																											
		尾数 (千尾)	数量 (トン)	令和5年11月		令和5年12月		令和6年1月		令和6年2月		令和6年3月		令和6年4月		令和6年5月		令和6年6月		令和6年7月		令和6年8月		令和6年9月		令和6年10月		令和6年漁期 合計			
				尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)	尾数 (千尾)	数量 (トン)
1 石川県	3	537	0.1	0	0.0	0	0.0	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2 静岡県	6	56	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3 奈良県	40	9,772	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4 岡山県	3	371	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5 鹿児島県	17	1,340	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6 その他 (17道府県)	34	5,425	1.1	5	0.0	19	0.0	13	0.0	0	0.0	0	0.0	53	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	90	0.0	0	0.0
全国計	103	17,500	3.5	5	0.0	19	0.0	16	0.0	0	0.0	0	0.0	53	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	92	0.0	0	0.0

注1:その他は、養殖業者数が2者以下の道府県及び池入割当量が0.1tに満たない道府県である。

注2:許可件数は、令和6年10月31日時点で許可を受けている養殖場の総計である。

【昨年漁期】指定養殖業の許可の状況について

○ 許可の有効期間：令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

○ うなぎ養殖業の許可の申請状況等（結果）

		にほんうなぎ		にほんうなぎ以外の種のうなぎ	
公示数量		21,700.0 kg		3,500.0 kg	
公示 養殖場数		449		103	
		うち 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 415	うち 国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場 34	うち 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 65	うち 国内で養殖されたことのあるうなぎのみを養殖する養殖場 38
申請数量		22,439.6 kg	0.0kg	3,661.0 kg	0.0kg
実績者に優先して許可する数量		21,700.0 kg		3,492.2 kg	
実績者に優先して許可する養殖場数		412	34	64	38
くじで配分する数量		なし		7.8 kg	
くじで配分する養殖場数		なし		1	
許可	数量	21,700.0 kg	0.0kg	3,500.0 kg	0.0kg
	養殖場数	448		103	
		412	36(新規:2)	65(新規:1)	38
不許可		3件	0件	6件	3件

○ 道府県別うなぎ養殖業の許可件数及び池入割当量（令和5年11月1日時点）

	許可件数	にほんうなぎ		にほんうなぎ以外の種のうなぎ	
		許可件数	池入割当量(トン)	許可件数	池入割当量(トン)
石川県	3	-	-	3	0.1
静岡県	62	56	2.3	6	0.0
愛知県	125	122	5.0	3	0.4
三重県	9	7	0.4	2	0.0
奈良県	41	1	0.0	40	2.0
岡山県	9	6	0.0	3	0.1
徳島県	29	29	0.5	-	-
香川県	19	18	0.1	1	0.1
高知県	23	21	0.6	2	0.0
福岡県	18	18	0.2	-	-
大分県	11	11	0.2	-	-
熊本県	15	13	0.3	2	0.2
宮崎県	45	45	3.6	-	-
鹿児島県	82	65	8.2	17	0.3
その他	60	36(20道府県) (新規2)	0.3	24(13道府県) (新規1)	0.3
計	551	448	21.7	103	3.5